

令和7年度 中心市街地新規出店助成金 募集要項

事業の概要

桑名駅周辺をはじめとする、桑名市の中心市街地における商店街区の集客力と回遊性を向上させ、中心市街地の活性化を図るため、新規出店する者に対して店舗等の建築費および改装費を助成することにより、持続可能な経営を支援します。

本事業は、桑名市中小企業者支援業務として桑名市の委託を受け、経営改善普及事業を実施する桑名商工会議所が桑名三川商工会と連携して実施します。

1. 交付申請受付期間

令和7年10月1日(水)9時から、令和7年12月25日(木)17時まで

2. 助成対象者

次の要件をすべて満たす中小事業者

- (1) 桑名市内に事業所を有するか、または設置すること。
- (2) 市町村税(法人等にあっては、法人等及びその代表者に係る市町村税)を滞納していないこと。
- (3) 出店に際して法律に基づく資格が必要な場合は、当該資格を有すること又は出店までに有する見込みがあること。
- (4) 国、県及び市町村等が実施する同様の制度による補助金、助成金等を受けていないこと。
- (5) 桑名商工会議所の会員事業所、あるいは桑名三川商工会の会員事業所であること。(会員となる見込みの者を含む)

【用語の定義】

(ア) 中心市街地 : 桑名駅を中心とする概ね半径2km圏内

【中小事業者の定義】

業種	中小企業者(下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
(1) 製造業、建設業、運輸業 その他の業種((2)～(4)を除く)	3億円以下	300人以下
(2) 卸売業	1億円以下	100人以下
(3) サービス業	5,000万円以下	100人以下
(4) 小売業	5,000万円以下	50人以下

①会社役員は従業員数に含まない。

②家族従業員については、個人事業の場合であってその者が事業主と生計を一にしている三親等以内の親族であれば有給・無給にかかわらず従業員数には含まない。生計を別にする場合または、法人の場合は従業員数に含む。

③臨時的な従業員は従業員数に含まないが、名目はパートであっても常時使用的関係が有ると認められる場合は従業員に含む。

④従業員数の確認が必要になる場合の確認資料は、「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書」または「公的機関による証明書」とする。

※上記①～④は、令和7年度三重県中小企業融資制度実施細則の定義を準用する。

3. 助成対象事業

以下の全てに該当する事業

- (1) 桑名市の中心市街地にて実施する小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業等であって、3年以上継続して営業し、概ね月20日以上かつ1日5時間以上の営業をすることが見込まれるもの。
- (2) 出店にあたり、出店者が通常負担する必要がある営業部分に係る改装を実施すること。
- (3) 令和8年2月28日までに改装を実施し、対象経費の支払いが完了すること。
- (4) 令和7年3月1日～令和8年2月28日の間に営業を開始し、令和8年3月10日までに経費支出内訳の報告を行うこと。

ただし、下記の事項に該当する事業は対象外となります

- ① すでに中心市街地に店舗を保有し、単なる改装による事業。
- ② 中心市街地内から中心市街地内への移転による事業
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特集営業又は接客業務受託事業を新たに行おうとする者でないこと。
- ④ 宗教活動又は政治活動を目的とする事業
- ⑤ その他、社会通念上適当でないと思われる事業

4. 助成対象経費、助成金額等

助成対象経費	助成金額	予算枠
営業部分に係る新築費用、内装工事費、外装工事費、電気・空調・給排水・ガス設備工事費及び付帯工事費など (消費税額を除く。)	過去3年間で特定創業支援等事業による講座等を受け、修了証書等の証明書を授与された方 33FG ビジネスプランコンテスト受賞者	30万円
	上記以外の方	20万円

- ※ 助成金額は助成対象経費の2/3を上限とします。(千円未満は切り捨て)
- ※ 助成金の交付は、対象期間内(令和7年3月1日から令和8年2月28日まで)に1回限りです。
- ※ 予算枠の上限に達した場合、助成金を減額して交付する場合があります。

【助成対象となる経費例】

- ・ 新築資金(事業用部分に限る)
- ・ 店舗シャッターの改修
- ・ 自動ドアの取り替え工事
- ・ お客様用トイレの改修
- ・ 内装クロス貼り替え
- ・ 外壁塗装
- ・ 看板設置

【助成対象とならない経費例】

- ・ 敷金、保証金
- ・ チラシ作成費用(広報費)
- ・ 機器本体の代金

5. 書類の提出について

事前相談をしていただいたうえで、桑名商工会議所の会員事業所は桑名商工会議所へ、桑名三川商工会の会員事業所は桑名三川商工会へ以下の必要書類を提出してください(郵送可)

【提出書類】

<交付申請時>

- (1) (様式第1号)「交付申請書」
 - (2) (様式第2号)「事業計画書兼実績報告書」
 - (3) (様式第3号)「申請時チェックリスト」
 - (4) 貸借契約書の写し(貸貸物件の場合) 不動産登記簿謄本(自己物件の場合)
 - (5) 対象となる改装工事の内容が確認できる書類(見積書等)
 - (6) 桑名市内で営業していることが確認できる資料
 - (個人事業主の場合、以下の全ての書類の写し)
 - ・ 収受日付印、もしくは受信通知のある直近の確定申告書の「第1表」
 - ・ 桑名市内の事業所所在地の記載のある所得税申告決算書(収支内訳書)
 - ※ 開業後1年以内の場合は、開業届の写し
 - (法人の場合、以下の全ての書類の写し)
 - ・ 納税地が桑名市であり収受日付印、もしくは受信通知のある直近の法人税申告書(別表1)
 - ・ 直近年度の決算書(貸借対照表、損益計算書のみ)
 - ※ 決算期を一度も迎えていない場合は省略できます。
 - ・ 履歴事項全部証明書の写し
- (特定創業支援事業による講座等を受けた場合)
- ・ 修了証書の写し

<支出内訳報告時>

- (1) (様式第4号)「経費支出内訳書」
- (2) 補助対象となる工事の請求書
- (3) 同上 支払いが確認できる銀行振込受領書または領収書等の写し
- (4) 同上 実施前と実施後の様子が確認できる写真
- (5) 営業を開始した日がわかる資料(店舗オープンチラシ、ハガキ案内等)

6. 事前相談から助成対象者決定までの流れ

- | | |
|--------------|---|
| (1) 事前相談 | … 申請前に桑名商工会議所、桑名三川商工会、または三重県よろず支援拠点くわなサテライトへの相談が必要です。 |
| (2) 申請書提出 | … 桑名商工会議所の会員事業所は桑名商工会議所へ、桑名三川商工会の会員事業所は桑名三川商工会へ提出してください。(郵送可) |
| (3) 申請内容確認 | … 申請書を受付後、内容確認を行います。 |
| (4) 審査・交付決定 | … 桑名商工会議所で書類審査の後、桑名市役所担当課による確認を経て交付決定します。 |
| (5) 改装実施・開店 | … 令和8年2月28日(土)までに工事を実施し、営業を開始*してください。 |
| (6) 経費支出内訳報告 | 令和8年3月10日(火)までに「支出内訳書」を提出してください。 |
| (7) 助成金振込 | 内容確認後、会費振替指定口座に助成金を振り込みします。 |

* 営業の開始日は令和7年3月1日まで遡及が可能です。

<事前相談先>

桑名商工会議所(中小企業相談所)	TEL:22-5155	桑名市桑栄町1番地1 サンファーレ南館2階
桑名三川商工会 多度本所	TEL:48-2627	桑名市多度町多度 871番地11
桑名三川商工会 長島支所	TEL:42-3111	桑名市長島町又木 28番地3
三重県よろず支援拠点くわなサテライト	TEL:24-1515	桑名市桑栄町1番地1(桑名商工会議所内)

7. 書類審査等について

- (1) ご提出いただいた書類をもとに審査を実施します。
- (2) 審査の結果、不支給となる場合があります。また、交付決定された場合でも、条件を付す場合や、予算の都合等により減額しての支給となる場合があります。
- なお、審査内容等についてのお問合せには応じられませんので、ご了承ください。

8. 注意事項について

- (1) 助成対象事業が完了した後、必要に応じて事業遂行状況等について報告していただく場合があります。
- (2) 以下のいずれかに該当した場合は、交付決定の全部、または一部を取り消すことがあります。
- 交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて返還していただきます。
- ① 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき
- ② その他、助成金交付の決定の内容およびこれに付した条件に違反したとき
- (3) 桑名商工会議所が実施する令和7年度「スマートビジネス開業支援金」とあわせて助成金を受けることはできません。
- (4) 桑名商工会議所が過去に実施した以下の補助金・助成金を受けた事業者は、本助成金の申請を行うことができません。
- 令和6年度「中心市街地新規出店助成金」「スマートビジネス開業支援金」
 - 令和5年度「中心市街地の空き店舗等への出店に関する改装支援事業」「特定創業支援事業を受けた創業者の空き店舗等への出店に関する改装支援事業」
- (5) 本募集要項については、令和7年度に実施する事業について記載したものです。翌年度以降につきましては、見直しされる可能性があります。

(令和7年10月1日 第1版)
(令和7年12月1日 第2版)